

## 中学生徒心得

### 1. 中学生活の心構え

- (1) 建学精神・教育理念及び方針の理解に努め、先輩が築き上げた伝統を守り育てる自覚を持ち、日々の着実な歩みを大切にする。
- (2) 自由で明朗の気風の中にも秩序を重んじ、敬虔な態度を失わず、礼儀作法をわきまえ、精神的、肉体的に健全な若さと魅力に溢れた人間を目指す。

### 2. 出欠席・外出

#### (1) 欠席・遅刻・早退・欠課・外出

- ア. 予定の欠席・遅刻・早退・欠課は事前に学級担任に届け出る。
- イ. 当日、欠席・遅刻をする場合、保護者から事務室（学級担任）へ電話等で届け出る。
- ウ. 当日、病気・けが等により早退するときは、養護教諭と学級担任の許可を得る。
- エ. 欠席が一週間以上にわたるときは、医師の診断書または理由書を提出する。
- オ. 運動部・文化部等が校長の許可を得て活動する場合、出席と同じ扱いをする。いずれも事前に所定の届を学級担任に提出する。テストについては後日追試験が行われる。

#### (2) 忌引き

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯（叔）父母1日とする（往復に要する日数は加算できる）。

#### (3) 外 出

外出の必要があるときは、学級担任に申し出て許可を得る。

### 3. 容 儀

#### (1) 身分証明書

身分証明書は常に携帯する。身分証明書の写真は規定の服装で撮影する。

#### (2) 制 服

男女とも学校指定のものとし、指定店で仕立てる。平日・休日に限らず、登下校時・授業中は必ず制服を着用する。制服に準じたポロシャツは別に指定する。

##### <男子>

- ア. 夏期の上着は学校指定の青色の（半袖または長袖）シャツとする。
- イ. スカートの丈は膝がかくれる程度とする。
- ア. 夏期の上着は学校指定の青色の（半袖または長袖）シャツとする。
- イ. 夏期には学校指定の青色のシャツの上に学校指定のセーターを着用することを認める。
- ウ. 制服の下に白・黒・茶・グレー・紺色のものを着用する。ソックスの色も同じとする。

##### <女子>

- ア. ネクタイは学校指定のものに限る。
- イ. スカートの丈は膝がかくれる程度とする。
- ウ. 制服の下に濃紺又は黒の無地のTシャツ・セーターの着用を認める。型は丸首、またはV字型とする。また、制服の上に学校指定のセーターを着用することを認める。
- エ. 夏のソックスは白または紺（ワンポイント可）とする。ルーズソックス、ハイソックスは禁止する。冬季（10月～11月は任意、12月～3月は全員）は黒のストッキングを着用する。ストッキングの上には黒または紺のソックスを着用することを認める。

#### (4) 靴

- ア. 通学用靴は、運動靴か黒または茶のローファー型の革靴とする。冬期は下足ロッカーに入るものとする。
- イ. 上履き、体育館用運動靴は本校指定のものとする。

(5) 鞆

蓋かそれに準じるファスナーのある学生らしいものとし、ビニール袋等の使用は禁止する。

(6) 防寒具

無地の黒・紺・ダークブラウン・ベージュ・グレーのものとする。華美なもの、カーディガン・パーカー類は認めない。

(7) 頭髪

髪が肩に届いたら結うこと。ただし、男子の長髪は禁止する。パーマ・カール・髪染め（指導による黒染めは除く）・極端に逆立てたり部分的に剃り込んだり刈り込むなどの極端な髪形は禁止する。

(8) その他

ア. ピアス・ネックレス等は禁止する。

イ. 怪我などのために異装するときは、保護者から学級担任へ異装届を提出する。

3. 諸活動

(1) 団体の結成

生徒間で生徒会に所属しない団体を結成しようとするときは、校長の許可を得なければならない。

(2) 集 会

本校の内外を問わず、集会を主催し、または参加しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、一週間前までに学級担任を経て、校長の許可を得る。集会を主催する場合、本校教師が必ず同席するものとする。ただし、学年・クラス・部・生徒会単位の集会の場合は代表者のみが提出し、各自の提出に代える。

(3) 試合・合同活動等

他校と試合したり合同で活動したりする場合は、顧問教師を経て校長の許可を得る。その際は、部顧問教師が責任者として必ず同席するものとする。

(4) 掲示

本校の内外を問わず掲示物を掲示しようとするときは、校長の許可を得る。掲示物には必ず所定の部署の承認印を受け、所定の掲示板に掲示する。

(5) 文書発行・配布

新聞・雑誌・パンフレット等を発行・配布しようとするときは、所定の部署を経て校長の許可を得る。

(6) 校内放送

ア. 担当教師の指導のもとに放送部員が、昼休み時間ホームルームに流すことを原則とする。

イ. 大多数の生徒にかかわる急用のものに限り、部活動関係の伝達放送は原則として禁止する。

(7) 学校の施設・設備の使用

学校の施設・設備を使用するときは、事前に校長の許可を得る。使用後は元の状態状態に戻す。故意による破損または滅失の際は、弁償を要求する。

4. その他

(1) 生活

ア. 自転車で通学する生徒は、通学届を提出のうえ、登録ステッカーを自転車後輪泥除け後部に貼付する。自転車の二人乗りは禁止する。違反のものは翌日から一週間自転車での通学を禁止する。また、積雪、降雪時の自転車通学は認めない。

イ. 携帯電話は始業時間から下校時間まで使用を禁止する。違反の場合は保護者連絡の上一週間の使用を禁止することがある。

ウ. 原則として所定の場所や時間外に飲食してはならない。

エ. 生徒相互間での金銭・物品の貸し借り及び外部団体の閲覧券・入場券等の配布や売買を禁止する。

- ア. 学習に無関係なものの持参を禁止する。違反の場合は担任が預り保護者に連絡する。
- イ. 下宿するときは、学級担任および生徒指導部を経て校長に許可を得る。
- ウ. 法規・学則が禁じる行為があった場合は懲戒処分を行う。

(2) 旅行

- ア. 旅行する場合は、事前に所定の用紙にて、学級担任及び生徒指導部を経て校長の許可を得る。
- イ. 生徒のみによる旅行は認めない。

(3) アルバイト

- ア. アルバイトを希望するときは、事前に学級担任及び生徒指導部に届け出て、許可を得る。  
長期休暇・ゴールデンウィークの期間、および、経済的事情により保護者からの申し出があった場合に検討し、許可する。
- イ. アルバイトの時間は午後7時を限度とし、定期テスト一週間前から終了までは、就業を禁止する。成績・出席・性向が不良の場合は許可しない。

(4) 運転免許取得

- ア. 自動車学校への入校は、三学年の一学期末テスト以降に、所定の条件のもとに許可する。  
ただし、定期テスト一週間前から、定期テスト終了までの自動車学校通学は禁止する。
- イ. 自動二輪の免許取得は認めない。

2021年4月1日改定施行